

令和2年 第3回豊後大野市農業委員会議事録

1. 日 時 令和2年3月16日（金）午後2時00分～午後3時01分
2. 場 所 豊後大野市役所本庁舎 4階 正庁ホール
3. 出席委員数 11名
4. 欠席委員数 4名

会長	15番	後藤 敏生	出						
委員	1番	麻生祐三子	出	6番	津高 昭基	欠	11番	神志那静清	出
	2番	後藤 綾子	欠	7番	森田 孝市	出	12番	工藤 妙子	出
	3番	田島 茂	欠	8番	小野伊八郎	出	13番	神田 隆善	出
	4番	清田 義幸	欠	9番	衛藤 英教	出	14番	安藤 哲生	出
	5番	木津 一秀	出	10番	矢野 源平	出			

5. 議事録署名委員の指名

11番 神志那 静清 12番 工藤 妙子

6. 農業委員会事務局 職員等

事務局長 衛藤 成史
係 長 藤田 鉄也
係 員 藤田 美智 後藤 海帆 川野 展弥

7. 議事日程

- (1) 議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について
- (2) 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (4) 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (5) 議案第16号 現況証明（非農地証明）について
- (6) 議案第17号 農地移動適正化幹旋委員の指名について

8. 会議の概要

事務局 会長に報告いたします。本日の出席委員は、11名です。
過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議は成立します。
それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、会長にお願いいたします。

(1) 開 会

議長 みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。（以下省略）

皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしく申し上げます。

それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は11名であります。

開会に当たり、ここで委員皆さんをお願いいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。また、発言につきましては、議事録に記載されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。あわせて、携帯電話については、電源を切っていただくか、マナーモードにしてください。

それでは、ただいまから令和2年第3回豊後大野市農業委員会を開会いたします。

（とき：午後2時06分）

(2) 議事録署名委員の指名

議長 日程2の議事録署名委員の指名ですが、豊後大野市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、私（議長）から指名いたします。

11番 神志那静清 委員、12番 工藤妙子 委員をお願いします。

(3) 報告事項

議長 日程3の報告事項に入ります。

まず、会長報告及び各種報告であります。令和2年第2回定例総会から本日の令和2年第3回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。まずは、資料1をご覧ください。

その中から、※のついた4点について、3ページに会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。

（資料1の会長報告を朗読）

議長 私からの報告は、以上です。

議長 続きまして、委員報告が1点あるようです。

12番 工藤妙子 委員、報告をお願いします。

12番委員 12番の工藤です。2月21日市役所において開かれました令和元年度第2回人・農地プラン作成検討会に出席しましたので報告いたします。

まず、担当者から経過報告があり、令和元年度人・農地プラン対策集落やまちプラン作成に向けての進捗状況が報告されました。ちなみに本市のセンサスによる集落数が323あ

り、そのうち、昨年10月末日までに取り組みを行ったプラン数が74で、さらに実質化されたプラン数は29となっております。

続いて協議事項に入り、令和元年度の人・農地プラン原案の内容検討を行いました。緒方町の大石地区、緒方町地区の2地区のプランの内容を検討した結果、すべてのプランが適正な内容となってお妥当であると判断されました。

以上、報告を終わります。

議長 続いて、「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局の説明を求めます。

事務局 それでは事前に配布してあります議案書の1ページをご覧ください。
「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」
(議案書のとおり、番号1番から番号2番までの2案件について朗読)
以上、報告いたします。

議長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

委員 [ありません]の声あり

議長 質問が無いようですので、次に進みます。

(4) 議事

議長 これより、日程4の議事に入ります。

議長 それでは、「議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」を議題とします。
それでは、提出者の説明を求めます。

農業振興課 農業振興課農政企画係の佐々木です。よろしくお願いいたします。
それでは、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について説明させていただきます。別冊議案書の議案第12号をご覧ください。議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。令和2年3月16日提出 豊後大野市長 川野文敏。続きまして2ページをご開きください。2ページには令和2年3月17日公告予定分集計を載せております。（議案書に基づいて令和2年3月17日公告予定分を朗読）以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。
この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、まず、議案第12

号について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 他に質疑はありませんか、無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」は、原案のとおり決定されました。

議長 ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。
(とき、午後2時18分)

議長 それでは、再開します。
(とき、午後2時19分)

議長 次に、「議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案書の2ページをご覧ください。あわせて、本日お配りしました概要書もお開きください。
「議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号1番及び番号2番の2案件について朗読)
以上、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。
それでは、番号1番及び番号2番の2案件について、地区審査会の報告を求めます。

議長 まず、番号1番の案件を34番 河野広一 委員にお願いいたします。

34番委員 34番 大野の河野広一です。3月5日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。
番号1番の案件ですが、譲渡人●●●●さんと●●●●さんから譲受人●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。
譲受人は規模拡大を計画していたところ、地区の推進委員より譲渡人を紹介され、売買で話がまとまり申請するものです。

譲受人の権利取得後の経営面積は196アールとなり下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 次に、番号2番の案件を37番 衛藤幸也 委員にお願いいたします。

37番委員 37番、大野の衛藤幸也です。3月5日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号2番の案件ですが、譲渡人●●●●さんから譲受人●●●●さんへの贈与による所有権移転についてであります。

譲渡人は申請地を遠縁より相続しましたが、農業経営の規模を拡大する予定は無く、また自身の耕作地と離れており利便性が悪いため、申請地の近くに居住している譲受人に相談をしました。譲受人は農業経営の規模拡大を目指しており、今回、贈与することで話がまとまり申請するものです。譲受人の権利取得後の経営面積は110アールとなり下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第13号の番号1番及び番号2番の2案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 質疑が無いようでありますので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第13号の番号1番及び番号2番の2案件については、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第13号の番号1番及び番号2番の2案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について」の番号1番及び番号2番の2案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案書の2ページをご開きください。あわせて、概要書と図面もお開きください。「議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号1番から番号4番までの4案件について朗読)

以上、説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1番から番号4番までの4案件について、地区審査会の報告を求めます。

まず、番号1番の1案件を13番 神田隆善 委員にお願いいたします。

13番委員

13番 三重の神田隆善です。3月6日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号1番の案件についてですが、申請人●●●●さんの農地の転用の件についてであります。

申請地は、山際にある農地で、獣害が多く、日照条件も悪いため、杉苗91本を植林し、今後は山林として管理したいので申請を行ったものです。

審査の結果、許可基準の農地区分 第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のカの(イ)の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないに該当すると認められ、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長

次に、番号2番の案件を10番 矢野源平 委員にお願いいたします。

10番委員

10番、朝地の矢野源平です。3月6日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号2番の案件についてですが、申請人 農事組合法人 ●●●● 代表理事 ●●●●さんの農地転用の件についてであります。

申請地は、平成19年4月に農用地区域内の用途変更申請を行い平成20年3月に手続きが完了したとの通知を受け、その後の4条転用申請をすることなく共同機械格納庫2棟と休憩室を建設しました。さらに、平成21年12月に機械格納庫と資材倉庫を増設しました。今回、農地法の許可が必要であることが分かり、是正のため申請するものです。

審査の結果、許可基準の農地区分 農用地 区域内農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のアの(イ)のbの農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものに該当すると認められ、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長

次に、番号3番の案件を9番 衛藤英教 委員にお願いいたします。

9番委員

9番、大野の衛藤英教です。3月5日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号3番の案件についてですが、申請人 ●●●●さんの農地の転用の件についてであります。

昭和60年頃から約30年間、申請地に両家地区の共同倉庫を建設し地区で利用してきま

した。平成 25 年からは県道改良事業で立ち退きにあったため倉庫を取り壊し、道路部分と分筆した残地である申請地は、自身の圃場に隣接しており利便性が良いため、コンクリート舗装部分をそのまま残し駐車場用地として利用してきました。今回農地法の許可が必要であることが分かり、是正のため申請するものです。

審査の結果、許可基準の農地区分 第 2 種農地のその他の農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) のカの (イ) の申請地に代えて他の土地では、事業の目的を達成することが出来ないために該当すると認められ、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 番号 4 番の案件を 5 番 木津一秀 委員にお願いいたします。

5 番委員 5 番 犬飼の木津です。

3 月 6 日に行いました犬飼地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号 4 番の案件についてですが、申請人●●●●さんの農地の転用の件についてであります。

申請地は、昭和 59 年に国土調査結果を反映した際、地目が宅地から畑に変更されました。調査から結果反映までの間、昭和 47 年に無線アンテナの鉄塔を一部に設置し、昭和 52 年に隣接する宅地への進入路にするためのコンクリート舗装を一部に行ない、また、宅地と申請地にまたがったカーポートを設置しました。残地については花壇及び庭用地として、現在まで宅地の一部として利用してきました。今回、許可が必要であることが分かり、是正のための申請を行ったものです。

審査の結果、申請地は許可基準の農地区分「第 1 種農地」に該当し、許可基準の 11 項目について不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) のイの (イ) の e の (e) の「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないものに限る）」に該当すると認められ、「問題ない」と認められました。

以上報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 14 号の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第 14 号の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件については、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

議長 これから採決します。議案第 14 号の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 14 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第 15 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の 3 ページをご開きください。
「議案第 15 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号 1 番及び 2 番の 2 案件について朗読)
以上、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。
ここで、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について、地区審査会の報告を求めます。
それでは、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件を 13 番 神田隆善 委員にお願いいたします。

13 番委員 13 番、三重の神田隆善です。

3 月 6 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号 1 番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから 譲受人●●●●さん・●●●●さんへの所有権の移転が伴う、農地の転用の件についてであります。

譲受人夫婦は、三重町内の借家で、親子 3 人の生活をしていますが、子の成長に伴い手狭となってきたため、住宅の新築を計画しました。農地以外で適当な土地を探しましたが、条件的な折り合いが整わず断念していたところ、譲渡人の所有する申請地を見つけ相談しました。譲渡人も申請地の取扱に苦慮していたため、売買の話がまとまり、申請するものです

審査の結果、許可基準の農地区分第 2 種農地のその他の農地許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) のカの (イ) の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。

次に、番号 2 番の案件についてですが、貸人●●●●さんから、借人●●●●さん・●●●●さんへの貸借権の設定が伴う、農地の転用の件についてであります。

借人夫婦は、三重町内の借家で、親子 3 人の生活をしていますが、子の成長に伴い手狭となってきたため、住宅の新築を計画しました。農地以外で適当な土地を探しましたが、条件的な折り合いが整わず断念していたところ、貸人の所有する申請地を見つけ相談しました。父である貸人も申請地の使い勝手が悪く取扱に苦慮していたため、使用貸借の話がまとまり、申請するものです

審査の結果、許可基準の農地区分 第 2 種農地のその他の農地 に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) のカの (イ) の 申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 15 号の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。
審査報告は、議案第 15 号の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件については、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第 15 号の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 15 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第 16 号 現況証明（非農地証明）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 引き続き、議案書の 3 ページをご開きください。あわせて、概要書もお開きください。
「議案第 16 号 現況証明（非農地証明）について」
（議案書のとおり、番号 1 番から番号 9 番までの 9 案件について朗読）
以上、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。
ここで、番号 1 番から番号 9 番までの 9 案件について、地区審査会の報告を求めます。
それでは、番号 1 番から番号 9 番までの 9 案件を 13 番 神田隆善 委員にお願いいたします。

13 番委員 13 番、三重の神田隆善です。
3 月 6 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。
番号 1 番の案件については、申請者●●●●さんの現況証明願いについてであります。
申請地は、農地法第 5 条許可を得て転用を行った土地で、現況は許可どおり倉庫用地として転用されていますが、許可書を紛失し地目変更できないため申請したものです。
判断基準は、農地法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項に規定する許可を受け、農地転用許可申請書に記載した目的どおりに転用され、非農地化した土地に該当します。
地区審査会の意見といたしましては、証明して問題ないとなりました。
次に、番号 2 番から 9 番までの 8 案件については、●●●●の店舗用地および駐車場用

地として関連があるので一括して報告します。申請者●●●●さん ほか7名の現況証明願いについてであります。

申請地は、農地法第5条許可を得て転用を行った8筆の土地で、現況は許可どおり店舗用地及び駐車場用地として転用されていますが、許可書を紛失し地目変更できないため申請したものです。

地区審査会の意見といたしましては、証明して問題ないとなりました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第16号の番号1番から番号9までの9案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第16号の番号1番から番号9番までの9案件につきまして、発行基準に該当するとの報告です。

これより採決します。議案第16号の番号1番から番号9番までの9案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第16号 現況証明（非農地証明）について」の番号1番から番号9番までの9案件については、原案のとおり証明することに決定されました。

議長 次に、「議案第17号 農地移動適正化幹旋委員の指名について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の4ページをご開きください。

「議案第17号 農地移動適正化幹旋委員の指名について」
(議案書のとおり、番号1番及び番号2番の2案件について朗読)

以上、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 他に質疑はありませんか、無いようでありますので、質疑を打ち切ります。

幹旋委員は、農業委員会が指名することとなっています。あらかじめ地区審査会等で推薦されていますので、私から幹旋委員を指名いたします。

それでは、番号1番の案件を、11番 神志那静清 委員と16番 長野文重 委員に、番号2番の案件を、清川町の6番 津高昭基 委員と22番 三代敦士 委員、緒方町の1番 麻生祐三子 委員と29番 古澤正義 委員にお願いします。

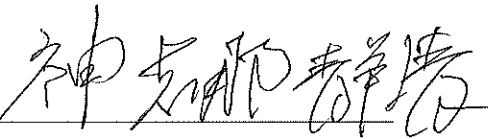
議長

なお、この案件については、お世話していただく斡旋委員をご指名いたしましたが、迅速かつ適切な斡旋処理を行うためには、斡旋委員のみならず、他の農業委員さんの支援や協力も不可欠であると考えています。積極的な情報の提供等、御支援、御協力のほどよろしくお願いいたします。

議長

これをもちまして、令和2年第3回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。
(とき、午後2時55分)

議事録署名委員 11番委員



”

12番委員

